



認可外保育施設等の利用料が無償化されます



令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性のあるお子さんに限り、認可外保育施設等の利用料が無償化されます。

1. どんな人が対象になるの？

認可外保育施設に在籍し、「施設等利用給付認定（新2号認定、新3号認定）」を受けた人が対象となります。

お子さんの年齢・所得要件	保育の必要性	認定区分	月額上限額
3歳～5歳（所得要件なし）	あり	新2号認定	37,000円
0歳～2歳（市町村民税非課税世帯）		新3号認定	42,000円

2. すべての施設が無償になるの？

都道府県等に届出をした認可外保育施設のうち、大東市が定める基準を満たしている施設が無償化の対象です。在籍園が該当しているかどうかにつきましては、大東市子ども室子ども政策グループまでお問い合わせください。



3. 利用料が全額無償になるの？

無償となるのは保育料であり、お子さんの年齢によって上限額が定められています。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

4. 一時預かりや病児保育も利用していたらどうなるの？

新2号・新3号のお子さんは、認可外保育施設の利用の他、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターの利用も月額上限額（37,000円又は42,000円）の範囲内で無償化の対象となります。

5. 手続きはどうすればいいの？

認可外保育施設等の無償化は、概ね四半期（3か月）ごとの償還払いとなります。利用の際に一旦利用料を在籍園等へお支払いいただき、後日市から償還金として無償化対象分をお返しします。



在籍園等が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書」は、請求の際に必要です。

請求は3か月ごとですので、なくさないように保管しておいてください。

《サービス利用から償還金お支払いまでの流れ》

保育料を在籍園にお支払いいただきます。

在籍園が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書」を受け取り、保管してください。

「施設等利用費請求書（償還払い用）」をご記入の上、3か月分の「特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書」を添付して、**大東市子ども室に期限までにご提出ください。**また、他施設で一時預かりや病児保育等を利用し、「支払い証明書兼提供証明書」を受け取られている場合は、合わせて添付してください。

市で給付額を決定し、請求書に指定された口座に償還金が振り込まれます。

6. 請求書の様式・添付書類

ご請求の際に、大東市に提出していただく書類は次のとおりです。

- ①施設等利用費請求書（償還払い用）（**3か月分をまとめて記入してください**）
- ②特定子ども・子育て支援の提供に係る支払い証明書兼提供証明書（在籍園等が発行したものを添付してください）
- ③委任状（認定保護者と振込口座の**名義が異なる場合のみ**必要です）

※請求書や委任状の様式は、大東市ホームページからダウンロードできます。記載例も掲載しておりますので、参考にしてください。

7. 請求書の提出期限・給付時期

認可外保育施設等の無償化に係る償還払いのご請求は、年に4回の提出期限を設けておりますので、期日までに大東市へ請求書等をご提出ください。

利用月	提出期限	給付日（口座振込）
4月～6月	7月中旬	8月末頃
7月～9月	10月中旬	11月末頃
10月～12月	1月中旬	2月末頃
1月～3月	4月初旬※	5月末頃

※1月～3月利用分の提出期限については、市役所の年度切り替え時期の為、通常月よりも早めの設定となります。

8. 施設等利用費の請求書の時効について

無償化を受ける権利の時効は、施設等を利用した月の翌月1日から2年です。

なお、時効を迎える日が土曜、日曜、祝日の場合は、その翌開庁日が期限となります。

提出期限を過ぎて提出されますと、市役所からの振込時期が大幅に遅れる場合がありますので、提出遅れにご注意ください。



《請求書等の提出・問い合わせ先》

大東市福祉・子ども部こども家庭室
子ども政策グループ（市役所西別館1階）
電話：072-870-9662（直通）